

2021年6月8日

株 主 各 位

東京都江戸川区北葛西四丁目14番1号
日本アセットマーケティング株式会社
代表取締役社長 白 濱 満 明

第22期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第22期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

本株主総会につきましては、株主の皆さまの健康と安全および新型コロナウイルス感染防止のため、可能な限り書面（郵送）または電磁的方法（インターネット）による議決権の行使をいただきますようお願い申し上げます。

なお、書面（郵送）または電磁的方法（インターネット）による議決権の行使は、2021年6月28日（月曜日）午後6時までに行ってくださいようお願い申し上げます。

〔書面（郵送）による議決権行使の場合〕

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

〔電磁的方法（インターネット）による議決権行使の場合〕

3頁に記載の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいまして、画面の案内に従って、上記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

敬 具

記

- | | |
|-----------------|--|
| 1. 日 時 | 2021年6月29日（火曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | 東京都江東区東陽六丁目3番3号
ホテル イースト21東京 3階 東陽の間
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。) |
| 3. 目的事項
報告事項 | 1. 第22期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査
等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第22期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）
計算書類の内容報告の件 |
| 決 議 事 項 | |
| 第1号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件 |
| 第2号議案 | 監査等委員である取締役3名選任の件 |

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
当社は、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、提供すべき書面のうち次に掲げる事項をインターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.jasset.co.jp/>) に掲載しておりますので、本株主総会招集ご通知の添付書類には記載していません。

- ① 連結計算書類の連結注記表
- ② 計算書類の個別注記表

なお、監査等委員会が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類には、本添付書類記載のもののほか、この「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」として表示すべき事項も含まれております。

また、事業報告、連結計算書類及び計算書類並びに株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社のウェブサイト (<https://www.jasset.co.jp/>) に掲載させていただきます。

新型コロナウイルス感染防止への対応について

<株主さまへのお願い>

- ・株主総会へのご出席を検討されている株主さまにおかれましては、当日までの健康状態にご留意いただき、ご自身の体調をお確かめのうえ、くれぐれもご無理をなされませんようお願いいたします。
- ・株主総会の議決権行使は、可能な限り書面（郵送）または電磁的方法（インターネット）による議決権の行使をご検討くださいますようお願い申し上げます。

<ご来場される株主さまへのお願い>

- ・ご来場の株主さまにおかれましては、マスクの持参・着用とアルコール消毒液の使用、入場前の検温について、ご協力をお願いいたします。マスク未着用の場合はご入場をお断りさせていただく場合がございます。
- ・ご来場の株主さまで体調不良と見受けられる方には、運営スタッフがお声がけをさせていただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。

<当社の対応について>

- ・株主総会の運営スタッフは、検温等の体調確認を行ったうえ、マスク着用で対応させていただきますので、ご理解くださいますようお願いいたします。
- ・受付において、体温を計測させていただきます。その際、37.5℃以上の発熱が確認された場合はご入場をお断りさせていただきます。
- ・今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、インターネット上の当社のウェブサイト (<https://www.jasset.co.jp/>) にてお知らせいたします。

【インターネットによる議決権行使のご案内】

1. 書面並びにインターネットによる議決権行使が重複してなされた場合の取扱い

書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取扱わせていただきます。

2. インターネットによる議決権行使が重複してなされた場合の取扱い

インターネットにより複数回数にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

3. インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、書面（議決権行使書）又はインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

(1) 議決権行使ウェブサイトについて

① インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス <https://www.web54.net>

② 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

(2) 議決権行使のお取扱いについて

① インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従つて賛否をご入力ください。

② インターネットによる議決権行使は、2021年6月28日（月曜日）の午後6時まで受け付けいたしますが、お早めの行使をお願いいたします。

(3) パスワード及び議決権行使コードのお取扱いについて

① パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。

② パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従つてお手続きください。

③ 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

4. スマートフォンによる議決権行使のご案内

スマートフォンにより議決権を行使される場合は、同封の「スマートフォン用議決権行使ウェブサイト『スマート行使[®]』の使い方」をご確認くださいませようお願い申し上げます。

以 上

パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行株式会社 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

電話 0120-652-031（受付時間 9：00～21：00）

株主総会参考書類

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
1	しら はま みつ あき 白濱満明 (1967年3月7日生)	1997年5月 ㈱ドン・キホーテ（現㈱バン・パシフィック・インターナショナルホールディングス）入社 2004年9月 ㈱パウ・クリエーション（現日本商業施設㈱）代表取締役社長 2013年12月 ㈱ドン・キホーテシェアードサービス 企画開発部 部長 2014年2月 ㈱デイワン 代表取締役社長（現任） 2016年12月 当社 アセット事業部 部長 2019年11月 ㈱アセット・プロパティマネジメント 代表取締役社長（現任） 2020年3月 当社 執行役員（副社長待遇） 2020年6月 当社 代表取締役社長（現任）	400株
(取締役候補者とした理由) 白濱満明氏は、主に不動産部門を中心に豊富な経験と見識を有しており、当社においても代表取締役社長として事業を統括し、強いリーダーシップを発揮しております。これらのことから、今後の当社の企業価値向上を推進するために適切な人材であると判断し、同氏を引き続き取締役候補者いたしました。			
2	わ ち まなぶ 和知学 (1980年1月7日生)	2003年3月 ㈱ドン・キホーテ（現㈱バン・パシフィック・インターナショナルホールディングス）入社 2016年2月 同社 IR部 マネージャー 6月 当社 取締役 管理本部 部長 2019年1月 ㈱ドンキホーテホールディングス（現㈱バン・パシフィック・インターナショナルホールディングス）IR部 ゼネラルマネージャー 2020年3月 当社 代表取締役社長 2020年6月 当社 取締役 管理本部 部長（現任）	18,900株
(取締役候補者とした理由) 和知学氏は、主にIR部門を中心に幅広い経験を有しており、当社においてもステークホルダーに対するIR・広報活動を管掌しております。これらのことから、今後の当社の企業価値向上を推進するために適切な人材であると判断し、同氏を引き続き取締役候補者いたしました。			

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
3	みつい 三井 剛 (1970年9月28日生)	2006年4月 (株)パウ・クリエーション(現日本商業施設(株))入社 2017年7月 (株)ドン・キホーテシェアードサービス 開発本部 企画開発第一部 マネージャー 2019年5月 (株)パン・パシフィックシェアードサービス 開発本部 企画開発部 ゼネラルマネージャー 2019年11月 (株)パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス 開発本部 ゼネラルマネージャー(現任) 2020年6月 当社 取締役 施設管理部管掌 2021年3月 当社 取締役 施設ソリューション事業本部 本部長(現任)	400株
(取締役候補者とした理由) 三井剛氏は、主に不動産部門を中心に、物件開発及び商業施設の運営・管理・サポート業務の幅広い経験と実績を有しており、当社においても施設ソリューション部門を管掌しております。これらのことから、今後の当社の企業価値向上を推進するために適切な人材であると判断し、同氏を引き続き取締役候補者といたしました。			

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 白濱満明氏、和知学氏及び三井剛氏は、過去10年以内において、当社親会社である株式会社パン・パシフィック・インターナショナルホールディングスの業務執行者でありました。なお、3氏の同社における過去10年間の地位及び担当は、上記「略歴、当社における地位及び担当(重要な兼職の状況)」欄に記載のとおりであります。

第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしますと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
1	たなか かずひと 田中 和仁 (1967年7月16日生)	1999年12月 (株)ドン・キホーテ(現株)バン・バン フィック・インターナショナルホール ディングス)入社 2010年3月 同社 内部監査室 サブマネージャー 2016年7月 当社 内部監査室 室長 2019年6月 当社 取締役[常勤監査等委員] (現任)	-株
	(監査等委員である取締役候補者とした理由) 田中和仁氏は、主に内部監査部門での豊富な知識と経験を有しており、当社においても監査等委員である取締役の業務を統括するなどの実績を有しております。それらを活かし、監査等委員としての職務を適切に遂行されると判断し、同氏を引き続き監査等委員である取締役候補者といたしました。		
2	みや たかつひろ 宮田 勝弘 (1954年1月15日生)	1997年12月 (株)不動産技術研究所 代表取締役 2008年6月 再開発鑑定(株) 設立 代表取締役 2015年6月 当社 社外監査役 2017年6月 当社 社外取締役[監査等委員](現任)	32,300株
	(監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要) 宮田勝弘氏は、不動産鑑定士として不動産業界における専門的な知識と幅広い経験を有しており、外部の視点から当社にとって有益なご意見をいただけるものと期待し、同氏を引き続き監査等委員である取締役候補者となりました。また、同氏が選任された場合は、当社の物件の開発・取得・賃貸借の決定に対し、客観的かつ専門的な視点で関与いただく予定です。		
3	こばやし はるお 小林 明夫 (1956年1月3日生)	1979年4月 東京国税局入局 2007年7月 練馬東税務署 副署長(法人) 2009年7月 東京国税局 調査一部 特別国税調 査官 2011年7月 東京国税局 調査一部 統括国税調 査官 2015年7月 本所税務署 所長 2016年9月 税理士登録、小林明夫税理士事務所 開業(現任) 2017年6月 (株)極楽湯ホールディングス 社外監 査役(現任) 2018年6月 当社 社外取締役[監査等委員](現任)	-株
	(監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要) 小林明夫氏は、税理士として税務分野等で豊富な経験と専門知識を有しており、当社の経営に対して有益なご意見をいただけるものと期待し、同氏を引き続き監査等委員である取締役候補者となりました。また、同氏が選任された場合は、当社の経営に対し、会計・税務的な視点で適切かつ有益な提言をいただく予定です。なお、社外役員となること以外の方法で同氏は直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたしました。		

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 宮田勝弘氏及び小林明夫氏は、社外取締役候補者であります。
3. 宮田勝弘氏は現在、当社の社外取締役であり、その在任期間は、本総会終結の時をもって4年、社外取締役の就任する前の社外監査役としての在任期間は2年であります。同じく小林明夫氏は現在当社の社外取締役であり、その在任期間は、本総会終結の時をもって3年であります。

4. 当社は宮田勝弘氏、小林明夫氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏の選任が承認された場合には、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。
5. 当社は田中和仁氏、宮田勝弘氏及び小林明夫氏との間で会社法第427条第1項及び当社定款に基づく責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低限度額であります。なお、3氏の再任が承認された際には、当該契約を継続する予定であります。
6. 田中和仁氏は、過去10年以内において、当社親会社である株式会社パン・パシフィック・インターナショナルホールディングスの業務執行者でありました。なお、同氏の同社における過去10年間の地位及び担当は、上記「略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）」欄に記載のとおりであります。

以上

(添付書類)

事業報告

(自 2020年4月1日)
(至 2021年3月31日)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

(注)文中の将来に関する事項は、本資料作成日現在において当社グループが判断したものであります。

① 企業集団の事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症のまん延に伴い、個人消費及び経済活動ともに停滞するなか、政府による各種支援の強化により、一時持ち直しの動きが見受けられましたが、まん延防止等重点措置の適用や緊急事態宣言の発令もあり、景気の先行きは依然として不透明な状況が続いております。

当社グループが属する不動産業界におきましても、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に伴う国内経済の急激な落ち込みや訪日客需要の消滅等の影響により、全国平均の地価動向が8年ぶりに下落し、なかでも、東京圏・大阪圏・名古屋圏の三大都市圏が8年ぶりに下落するなど、厳しい状況が続いております。今後も企業の業績悪化による経済回復の遅れや、在宅勤務等による行動様式の変化により、テナント需要の減少、空室率の上昇及び賃料の下落等が発生する可能性が予想されます。

このような状況のもと、当社グループは変化対応型の総合不動産業として、引き続きテナント賃貸事業及び不動産管理事業を中心とした継続的な収益の確保に努めてまいりました。

各事業におきましても、テナント賃貸事業及び不動産管理事業に経営資源を集中し、主に株式会社パン・パシフィック・インターナショナルホールディングスのグループ会社である各リテール事業法人からの受託件数の増加に対応した建物の保全や効率的な保守・メンテナンスの実施により、堅実な収益の確保を図ってまいりました。

当連結会計年度におきましては、新型コロナウイルス感染症のまん延により、社会が大きく変動する中で、当社グループの強みである変化対応力を活かし、前期に引き続きテナント誘致を行ってまいりました。その結果、京都府京都市物件について、テナント企業様と建物賃貸借契約を締結することができ、これにより、当社グループが保有する全ての物件において、収益化を達成いたしました。

一方、新型コロナウイルス感染症のまん延防止のために営業時間の短縮や営業自粛した一部テナント企業様からの賃料の支払い猶予や減額等の要請にも応じてまいりました。

この結果、当連結会計年度の業績は、売上高224億27百万円（前期比1.1%減）、営業利益79億82百万円（前期比4.6%減）、経常利益79億59百万円（前期比2.5%減）、親会社株主に帰属する当期純利益54億27百万円（前期比11.1%減）となりました。

セグメントごとの業績は、次のとおりであります。

「テナント賃貸事業」

当連結会計年度におきましては、新型コロナウイルス感染症のまん延に伴い、賃借人であるテナント企業様から賃料の支払い猶予や減額等の要請があり、中・長期的な観点から随時対応してまいりました。一方で、商業圏の地価変動など新型コロナウイルス感染症による影響を見極めながらテナント誘致を積極的に行い、全ての物件の収益化を達成する等、当社グループの立地優位性を活かした新規テナント企業様の獲得に注力してまいりました。

その結果、売上高179億28百万円（前期比2.8%減）、営業利益79億13百万円（前期比5.6%減）となりました。

「不動産管理事業」

当連結会計年度におきましては、引き続き、保守・メンテナンス分野のファシリテサポートを推進し、また当社の不動産管理事業における建物管理の受託件数が増加したことにより、売上が増加いたしました。

その結果、売上高43億10百万円（前期比8.5%増）、営業利益5億55百万円（前期比13.5%増）となりました。

「その他事業」

当連結会計年度におきましては、テナント企業様に対する最適な省エネプランの提案等、電力を中心としたコスト削減やエネルギーの効率的な活用による建物管理のコンサルティング事業を推進してまいりました。

その結果、売上高1億89百万円（前期比21.3%減）、営業利益1億68百万円（前期比5.6%減）となりました。

（単位：百万円）

	テナント賃貸 事業	不動産管理 事業	その他事業	調整額	連結 計算書類 計上額
売 上 高					
(1)外部顧客への 売上高	17,928	4,310	189	-	22,427
(2)セグメント間の 内部売上高又は 振替高	-	-	-	-	-
計	17,928	4,310	189	-	22,427
営 業 利 益	7,913	555	168	△655	7,982

② 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は13億60百万円であります。その主な内訳は有形固定資産13億47百万円であり、物件開発及び築古物件の改修工事等によるものであります。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

- ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 19 期 (2018年3月期)	第 20 期 (2019年3月期)	第 21 期 (2020年3月期)	第 22 期 (当連結会計年度) (2021年3月期)
売 上 高 (百万円)	19,199	21,691	22,665	22,427
経 常 利 益 (百万円)	7,220	8,279	8,167	7,959
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (百万円)	6,547	6,756	6,108	5,427
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	10.69	8.72	7.89	7.62
総 資 産 (百万円)	179,006	181,798	169,902	164,112
純 資 産 (百万円)	103,246	110,003	108,062	113,490
1 株 当 たり 純 資 産 額 (円)	133.28	142.00	151.62	159.23

(注) 1株当たり当期純利益は自己株式を控除した期中平均発行済株式総数に基づき、1株当たり純資産額は自己株式を控除した期末発行済株式総数に基づき算出しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 19 期 (2018年3月期)	第 20 期 (2019年3月期)	第 21 期 (2020年3月期)	第 22 期 (当事業年度) (2021年3月期)
売 上 高 (百万円)	19,155	21,686	22,600	21,893
経 常 利 益 (百万円)	7,170	8,549	8,437	8,211
当 期 純 利 益 (百万円)	6,497	7,027	6,378	5,680
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	10.61	9.07	8.24	7.97
総 資 産 (百万円)	177,201	179,898	168,868	162,081
純 資 産 (百万円)	103,262	110,290	108,619	114,299
1 株 当 たり 純 資 産 額 (円)	133.30	142.38	152.40	160.37

(注) 1株当たり当期純利益は自己株式を控除した期中平均発行済株式総数に基づき、1株当たり純資産額は自己株式を控除した期末発行済株式総数に基づき算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社に対する議決権比率	当社との関係
株式会社バン・パシフィック・インターナショナルホールディングス	23,133百万円	88.98% (19.08%)	不動産の賃借、CMS預入れ

(注) 1. 当社に対する議決権比率欄の()は間接所有割合であり、内数で記載しております。

2. 親会社である株式会社バン・パシフィック・インターナショナルホールディングスからの不動産の賃借に当たっては、第三者の不動産鑑定士の鑑定に基づき、取引条件を検討し、決定しております。また、親会社である株式会社バン・パシフィック・インターナショナルホールディングスの運営するCMS（キャッシュマネジメントシステム）に参加しておりますが、利率は市場金利を勘案して合理的に決定しており、担保は差し入れておりません。当社取締役会は、このような取引条件を把握し、当社の利益を害するものではないことを確認したうえで、取引ごとにその適正性及び妥当性を判断しております。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権比率	事業内容
株式会社アセット・パートナーズ	1百万円	100.00%	不動産の取得、保有、賃貸、管理及び仲介等

(4) 対処すべき課題

中長期的な会社の経営戦略を達成するための、現状の課題は以下のとおりであります。

① 安定的・継続的なテナント賃貸収益確保の推進

新型コロナウイルス感染症のまん延に伴い、今後も企業の業績悪化や在宅勤務等による行動様式の変化により、テナント需要の減少、空室率の上昇及び賃料の下落等が発生する可能性が予想されます。

当社グループでは、時代の変化や不動産の潮流に柔軟に対応する総合不動産業を目指し、事業用収益物件の取得を慎重に検討する一方で、当社グループの立地優位性を活かし、入居テナントの入れ換えを効果的に実施し、安定的・継続的な収益確保を推進してまいります。

② 専門性の高い人材確保と育成、組織体制の構築

当社グループでは、テナント賃貸事業及び不動産管理事業に経営資源を集中し、建物の保全や効率的な保守・メンテナンスの実施により、保守・メンテナンス分野のファシリティサポートを推進しております。

建物管理の受託件数の増加もあり、保守・メンテナンス分野に関わる専門性の高い人材の確保及び育成が重要な経営課題の一つとして捉えております。適時適切な採用活動により、優秀な人材の確保を積極的に実施しつつ、盤石な組織体制を構築してまいります。

③ 自社保有物件の保守・メンテナンスによる維持・管理

当社グループは多くの物件を保有しており、また保有物件の所在地域も日本全国各地の広範に渡っております。そのため、昨今の異常気象等による日本全国各地での大規模な水害や台風、地震などの自然災害の発生により、当社グループの物件に大きな損害を受けるリスクが高まっております。当社グループは災害予防対策として、各物件の定期的な点検・監視体制の強化及び計画的な修繕・改修の実施を随時行い、突発的な自然災害に対応してまいります。

なお、今後も新型コロナウイルス感染症のまん延が、個人消費のみならず国内外の経済に大きな影響を与え続けると危惧されるため、当社が属する不動産業界におきましても、消費者行動の抑制に伴う各種テナント企業様の業績悪化など厳しい経営環境が続くと予想しております。

当社グループは、変化対応型の総合不動産業として、引き続きテナント賃貸事業及び不動産管理事業を中心とした総合的な収益確保を推進してまいります。

(5) 主要な事業内容 (2021年3月31日現在)

事業区分	事業内容
テナント賃貸事業	当社グループが賃借・保有する不動産の賃貸事業を行っております。
不動産管理事業	当社グループが賃貸した不動産を始めとする、商業施設等における管理・運営・保守等の事業を行っております。
その他事業	エネルギーの効率的な活用やコスト削減、最適な省エネプランに関するコンサルティング事業を行っております。

(6) 主要な事業所 (2021年3月31日現在)

当社 本社	東京都江戸川区北葛西四丁目14番1号
札幌事務所	北海道札幌市中央区南2条西4丁目1番地
大口事務所	神奈川県横浜市神奈川区入江2丁目18番地
愛知稲沢事務所	愛知県稲沢市天池五反田町1番地
大阪事務所	大阪府大阪市天王寺区上之宮町1番24号

(7) 使用人の状況 (2021年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業部門	使用人数	前連結会計年度末比増減
テナント賃貸事業、 不動産管理事業、 その他事業	139名	17名減
全社（共通）	6名	1名減
合計	145名	18名減

- (注) 1. 使用人数には当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含んでおります。
2. 使用人数は就業人員であり、パートタイマー等の臨時使用人は含まれておりません。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
145名	18名減	37.1歳	4.9年

- (注) 1. 使用人数には当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含んでおります。
2. 使用人数は就業人員であり、パートタイマー等の臨時使用人は含まれておりません。
3. 平均勤続年数は、転籍異動した者の転籍元会社での勤続年数を通算しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2021年3月31日現在)

借入先	借入金額残高
株式会社りそな銀行	6,100百万円
三井住友信託銀行株式会社	2,500百万円
株式会社三井住友銀行	1,375百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況（2021年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 1,000,000,000株
- ② 発行済株式の総数 774,645,947株
- ③ 株主数 13,746名（前期末比2,099名減）
- ④ 大株主（上位10位）

株主名	持株数	持株比率
株式会社パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス	498,213,547株	69.90%
株式会社エルエヌ	136,000,000株	19.08%
M S I P C L I E N T S E C U R I T I E S	6,406,498株	0.89%
永井 詳二	2,500,000株	0.35%
中山 高德	2,463,300株	0.34%
株式会社 J S C r e a t i o n	2,222,000株	0.31%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	1,672,100株	0.23%
塩野 芳嗣	1,605,100株	0.22%
藤見 幸雄	1,343,500株	0.18%
DFA INVESTMENT TRUST COMPANY-J APANESE SMALL COMPANY SERIES	1,296,000株	0.18%

(注) 1. 当社は、自己株式を61,918,950株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ③ その他の新株予約権の状況
該当事項はありません。

4. 会社役員 の 状況

① 取締役 の 状況 (2021年3月31日現在)

当会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	白 濱 満 明	株式会社アセット・プロパティマネジメント 代表取締役社長 株式会社ディワン 代表取締役社長
取 締 役	和 知 学	当社 管理本部 部長
取 締 役	三 井 太 郎	当社 テナント運営部 部長
取 締 役	三 井 剛	当社 施設ソリューション事業本部 本部長 株式会社バン・パシフィック・インターナショナルホールディングス 開発本部 ゼネラルマネージャー
取 締 役 (常勤監査等委員)	田 中 和 仁	—
取 締 役 (監査等委員)	宮 田 勝 弘	不動産鑑定士
取 締 役 (監査等委員)	小 林 明 夫	税理士 小林明夫税理士事務所代表 株式会社極楽湯ホールディングス 社外監査役

- (注) 1. 代表取締役白濱満明氏及び取締役三井剛氏は、2020年6月26日開催の第21期定時株主総会及び取締役会において新たに選任され、就任いたしました。
2. 情報の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて、監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、田中和仁氏を常勤の監査等委員として選定しております
3. 取締役（監査等委員）の宮田勝弘氏、小林明夫氏は、社外取締役であります。また、同2氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
4. 取締役（監査等委員）の小林明夫氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当事業年度中における取締役の地位及び担当等の異動は下記のとおりです。

氏 名	異動前	異動後	異 動 年 月 日
和 知 学	代表取締役社長	取 締 役 管理本部部長	2020年6月26日
三 井 剛	取 締 役 施設管理部管掌	取 締 役 施設ソリューション 事業本部本部長	2021年3月16日

② 事業年度中に退任した役員

氏 名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
秋 山 純 一	2020年6月26日	任期満了	取 締 役 施設管理部部长

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は各取締役（監査等委員）との間で、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。

④ 取締役を支払った報酬等の額

1) 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月26日の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、「取締役」という。）の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

a. 現状における基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして機能するように株主利益を考慮した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各取締役の職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、各取締役の役位及び職責に応じて基本報酬のみを支払うこととする。

b. 現状における基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定金銭報酬とし、各取締役の役位及び職責に応じて、当社と同規模の他社における基本報酬の水準、当社の業績状況、従業員給与の水準をも考慮しながら総合的に勘案して決定するものとする。

c. 現状における取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する概要

個人別の報酬額の決定については、取締役会決議に基づき、代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額の決定評価配分とする。

d. 当事業年度における取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当事業年度においては、2021年2月26日の取締役会にて、代表取締役社長白濱満明に個人別の報酬額の具体的内容の決定を委任する決議をいたしました。権限を委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役社長が最も適していると判断したためであります。

e. 当事業年度における取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役会から委任を受けた代表取締役社長が個人別の報酬等の額を決定するに際しては、当該権限が適切に行使されるよう、監査等委員会を通じ独立社外取締役とも十分協議を行わなければならないこととしております。当該手続きを経て取締役の個人別の報酬等の額を決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

2) 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の数 (名)
		基本報酬	業績連 動報酬 等	非金銭 報酬等	
取締役（監査等委員を除く） （内、社外取締役）	19 (-)	19 (-)	- (-)	- (-)	5 (-)
取締役（監査等委員） （内、社外取締役）	7 (5)	7 (5)	- (-)	- (-)	3 (2)
合 計 （内、社外取締役）	27 (5)	27 (5)	- (-)	- (-)	8 (2)

- (注) 1. 上表には、2020年6月26日開催の第21期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。
2. 取締役（監査等委員を除く）の報酬額は、2017年6月29日開催の第18期定時株主総会において年額200百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない）と決議しており、当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は3名（うち社外取締役0名）です。
3. 取締役（監査等委員）の報酬額は、2017年6月29日開催の第18期定時株主総会において年額200百万円以内と決議しており、当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は4名です。
- 3) 社外役員が親会社等及び親会社等の子会社等から受けた役員報酬等の総額

該当事項はありません。

⑤ 社外役員に関する事項

- 1) 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
監査等委員である取締役の小林明夫氏は、小林明夫税理士事務所代表及び株式会社極楽湯ホールディングスの社外監査役であります。当社と兼職先との間には、特別の関係はありません。
- 2) 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役（監査等委員） 宮 田 勝 弘	当事業年度に開催された取締役会の100%に出席いたしました。不動産業界における長年の経験を活かし、不動産鑑定士としての見地から、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、特に物件の開発・取得・賃貸借等の決定に対し、客観的かつ専門的な視点で取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための監督機能を果たしております。 また、当事業年度において開催された監査等委員会の100%に出席し、監査結果についての意見交換、監査に対する重要事項に関する協議などを適宜行っております。
取締役（監査等委員） 小 林 明 夫	当事業年度に開催された取締役会の92%に出席いたしました。取締役会において取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っており、税理士としての専門的見地から、主に当社の経営に対し、客観的かつ専門的な視点で取締役会の決定過程における監督機能を担っております。 また、当事業年度に開催された監査等委員会の93%に出席し、監査結果についての意見交換、監査に対する重要事項に関する協議などを適宜行っております。

5. 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称

UHY東京監査法人

② 報酬等の額

区 分	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	20百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	21百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬の見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

(最終改定日：2017年6月29日)

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 1) 取締役は平素より法令遵守に基づいた経営を目指し、当社及びグループ会社に法令遵守の精神が徹底されるよう引き続き率先して行動する。
- 2) 当社の取締役の適正な職務執行を図るため、社外取締役を継続して選任し、取締役の職務執行の監督機能を向上させるとともに、社外取締役を含む監査等委員会が、取締役（監査等委員である取締役を除く。）と独立した立場から、公正で透明性の確保された監査を徹底する。
- 3) 弁護士などの社外有識者を加えた人員で構成した「コンプライアンス委員会」により、公明正大で高い倫理観に則った事業活動の確保、企業統治体制と運営の適法性を確保する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- 1) 株主総会議事録、取締役会議事録及び重要な会議の議事録、並びにこれらの関連資料を保存、管理するための担当部署をおき、これらを10年間保存し、必要に応じて閲覧が可能な状態を維持する。

- 2) 社内の情報ネットワークセキュリティ向上のためのツールの導入及び「情報セキュリティ管理規程」の適時適切な見直しを行い、社内における情報の共有を確保しつつ、その漏洩を防止する体制を確保する。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - 1) 損失の危険の発生を予防するための情報の収集及び分析、並びに発生した損失の拡大を防止するため、コンプライアンス委員会が当社及びグループ会社の組織横断的なコンプライアンス上のリスクの分析と評価を実施し、取締役会及び担当部署が当社及びグループ会社全体のリスクを網羅的・総括的に管理する。
 - 2) 業務マニュアル、諸規程の体系化及び業務の標準化を適時適切に行い、オペレーショナル・リスクの最適化を目指す。
 - 3) リスク管理状況の監査については、内部監査室がこれを監査し、その結果を取締役会及び監査等委員会に報告していく。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - 1) 当社は、取締役の職務執行の効率性を確保するため、取締役の合理的な職務分掌、チェック機能を備えた関係諸規程を定め、適時適切にこれを見直す。
 - 2) 当社は、取締役会規程に基づき、取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じ適宜臨時に開催する。
 - 3) 取締役会の決定に基づく業務執行については、職務権限規程その他の社内規程に従い、それぞれの担当者及びその責任を明確にし、効率的に職務の執行が行われる体制を確保する。
- ⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - 1) コンプライアンス委員会は、取締役会の諮問機関として、コンプライアンスの推進・徹底を図る。
 - 2) コンプライアンス委員会は、コンプライアンスに関する事項の教育を含めた企画立案を行い、コンプライアンス委員会の指示に基づき、コンプライアンス委員会事務局がその運営を行う。
 - 3) 法令及び社内ルールに関して疑義のある行為について、使用人が社外機関へ直接通報できる「コンプライアンスホットライン」制度を設置し、同制度が有効に機能するよう同制度の周知を徹底する。また、同制度の運用にあたっては、通報者に不利益が及ぶことのないように、その保護を最優先事項とする。
- ⑥ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - 1) グループ会社各社の業務の遂行状況について、適時適切に取締役会へ報告がされなければならない。
 - 2) グループ会社各社の業務の遂行の適正を確保するため内部監査室が、当社のグループ会社各社と連携し、内部統制整備の実施状況を把握する。さらに、グループ全体の内部統制について、共通認識のもとに体制整備を行うべく、コンプライアンス委員会が必要に応じて指導・支援を実施する。
 - 3) グループ会社各社の適正な業務の遂行を図るために、「関係会社管理規程」を整備し、グループ会社各社の管理を行う。

- ⑦ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査等委員会の求めに応じ、監査等委員会の職務を補助するため、監査等委員会事務局を設置する。
- ⑧ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項及び監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 1) 監査等委員会事務局スタッフについての人事（処遇、懲罰を含む。）については、事前に監査等委員会に報告しなければならない。
 - 2) 監査等委員会事務局スタッフが他部署の業務を兼務する場合、監査等委員会より監査業務に必要な指示を受けた際には、当該指示を優先して従事するものとする。また、兼務する他部署の上長は、当該指示の遂行にあたって要請があった場合には、必要な支援を行う。
- ⑨ 取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制
- 1) 当社及びグループ会社の取締役及び使用人は、当社及びグループ会社に著しい損害を与える事項が発生し、又は発生するおそれがあるときや、違法又は不正な行為を発見したとき、その他監査等委員会に報告すべきものと定めた事項が生じたときは、当社の監査等委員会に報告する。
 - 2) 監査等委員会は、取締役会のほか、重要会議への出席により職務執行に係る重要事項及びコンプライアンス委員会への出席によりコンプライアンス上の重要事項に関する報告を受ける。
 - 3) 当社及びグループ会社の取締役及び使用人は、当社監査等委員会及び監査等委員会事務局からの会社の業務の実施、財産の状況等について報告を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。
 - 4) 上記各号に係る報告をしたことを理由として、監査等委員会に報告を行った者に対して不利な取扱いをすることを禁止する。
 - 5) 内部監査室は、各内部監査項目の内部監査が終了するごとに代表取締役社長へ報告するとともに監査等委員会への報告も行う。
- ⑩ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 1) 監査等委員会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及びグループ会社各社の取締役、監査役との間で、必要に応じて意思疎通を図る機会を設け、監査の実効性を確保する。監査等委員会は内部監査室と緊密な連携を保ち、内部監査報告書を閲覧して、社内諸規程に対する準拠性の監査を補完するものとする。また、会計監査人から監査報告書を受領した場合には、その報告の内容が相当であることを確認しなければならない。
 - 2) 「コンプライアンスホットライン」制度の運用状況について、定期的に当社監査等委員会に報告するものとする。
 - 3) 監査等委員である取締役がその職務の執行について必要となる費用の支払いの請求があったときは、速やかにこれに応じるものとする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当事業年度における、内部統制システムの整備の基本方針に基づく運用状況の概要は、以下のとおりです。

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、当社グループにおける業務の適正を確保するために「内部統制システムの整備の基本方針」を定めるとともに、業務マニュアル、諸規程の体系化及び業務標準化を適時適切に整備することにより、業務の適正を確保するとともに企業価値の向上に努めております。

また、毎期継続的に内部統制システムの整備及び運用状況のモニタリングを実施しております。さらにモニタリングの結果等を踏まえて、内部統制システムの改善及び強化に継続的に取り組んでおります。2017年6月28日の当社取締役会においてこれらも踏まえた「内部統制システムの整備の基本方針」の見直しを行い（2017年6月29日の定時株主総会における定款一部変更の決議により効力発生）、決議いたしました。

② コンプライアンス体制及び損失の危険の管理の体制

取締役は、弁護士などの社外有識者を加えた人員で構成したコンプライアンス委員会と連携し、当社及び当社グループ会社も含めた組織横断的なコンプライアンス上のリスクの分析と評価及びコンプライアンスに関する事項の教育を実施しております。

また、法令や社内ルールに関して疑義のある行為について、従業員及び当社グループの取引先が社外機関及び社内の専門部署へ直接通報できる「コンプライアンスホットライン」制度を設置し、同制度の内容はコンプライアンス委員会にて審議を行い、その内容を適時適切に当社取締役会及び監査等委員会に報告をしております。

③ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

グループ会社各社の業務の遂行状況について、適時適切に当社取締役会及び監査等委員会へ報告がされ、また内部監査室が、グループ会社各社と連携し、内部統制整備の実施状況について把握しております。さらに、グループ全体の内部統制について、共通認識のもとに体制整備を行うべく、コンプライアンス委員会が必要に応じて指導や支援の実施をしております。

④ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会と取締役（監査等委員である取締役を除く。）及びグループ会社各社の取締役等との意思疎通を図る機会を設け、当社及びグループ会社各社の事業に影響を与える、あるいは与えるおそれのある重要事項について、監査等委員会に速やかに報告を行うことにより監査の実効性を確保しております。

また、監査等委員会は内部監査室と緊密な連携を保ち、内部監査報告書を閲覧して、社内諸規程に対する準拠性を監査し、会計監査人から監査報告書を受領した場合には、その報告の内容について相当性の監査を実施しております。

(3) 反社会的勢力への対応

当社及びグループ会社は、以下のとおり、反社会的勢力の排除に向けた基本的な考え方を定め、社内体制を整備しております。

① 当社及びグループ会社は、反社会的勢力と一切の関係を持ちません。また、反社会的勢力による不当要求は断固拒絶します。

② コンプライアンス規程の倫理規範において、反社会的勢力による不当要求は断固拒絶し、取引関係を含めて反社会的勢力とは一切の関係を持たない旨を規定しております。

また、同規定の行動指針において、以下のとおり反社会的勢力との関係を遮断する旨を規定しております。

1) 事業活動を行うにあたり、反社会的勢力とは接触せず、取引関係を含め一切の関係を遮断する。

2) 反社会的勢力による不当要求は、断固これを拒絶し、法令及び社内規則、規程及びマニュアルに従い組織全体として対応する。

3) 反社会的勢力に対して、裏取引・資金提供・利益供与は一切せず、また、これを受けない。

③ 反社会的勢力による暴力的な要求、又は不当な要求への対応を含む危機管理全般に関する事項の管掌部署を「管理本部」とし、警察・弁護士等の外部専門機関と連携して、情報の収集・管理を行い、事案の対応を行います。

④ コンプライアンス研修の一環として、反社会的勢力排除に関する全社員対象の研修を定期的に行っております。

7. 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	9,402	流 動 負 債	9,384
現金及び預金	488	1年内返済予定の 長期借入金	2,750
売掛金	371	1年内償還予定の社債	2,566
前払費用	881	債権流動化に伴う 支払債務	632
関係会社預け金	7,236	未払金	746
未収入金	27	未払法人税等	798
その他	397	未払消費税等	270
固 定 資 産	154,710	前受収益	1,485
有 形 固 定 資 産	149,237	PCB廃棄物処理費用引当金	4
建物及び構築物	62,685	その他	132
工具、器具及び備品	53	固 定 負 債	41,238
土地	86,428	社 債	3,876
建設仮勘定	69	長期借入金	7,225
無 形 固 定 資 産	1,730	長期預り金	28,065
借地権	316	資産除去債務	2,072
のれん	1,355	負 債 合 計	50,622
その他	58	純 資 産 の 部	
投資その他の資産	3,742	株 主 資 本	113,490
投資有価証券	1,433	資 本 金	37,591
長期貸付金	747	資 本 剰 余 金	35,784
差入保証金	641	利 益 剰 余 金	48,164
繰延税金資産	553	自 己 株 式	△8,050
その他	367	純 資 産 合 計	113,490
資 産 合 計	164,112	負 債 純 資 産 合 計	164,112

連結損益計算書

(自 2020年4月1日)
(至 2021年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		22,427
売 上 原 価		13,491
売 上 総 利 益		8,936
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		953
営 業 利 益		7,982
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	151	
受 取 手 数 料	28	
そ の 他	19	199
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	58	
債 権 流 動 化 費 用	76	
消 費 税 等 差 額	35	
そ の 他	52	222
経 常 利 益		7,959
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	2	2
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		7,957
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,357	
法 人 税 等 調 整 額	1,172	2,529
当 期 純 利 益		5,427
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		5,427

連結株主資本等変動計算書

（自 2020年4月1日）
（至 2021年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本					純 資 産 合 計
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本 合 計	
当連結会計年度期首残高	37,591	35,784	42,736	△8,050	108,062	108,062
当連結会計年度変動額						
親会社株主に帰属する 当期純利益			5,427		5,427	5,427
当連結会計年度変動額合計	－	－	5,427	－	5,427	5,427
当連結会計年度末残高	37,591	35,784	48,164	△8,050	113,490	113,490

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	9,412	流 動 負 債	9,335
現金及び預金	137	1年内返済予定の長期借入金	2,750
売掛金	371	1年内償還予定の社債	2,566
前払費用	848	債権流動化に伴う支払債	632
関係会社預け金	7,236	未払金	745
未収入金	1	未払法人税等	797
その他	817	未払消費税等	270
固 定 資 産	152,668	前受収益	1,437
有 形 固 定 資 産	125,721	PCB廃棄物処理費用引当金	4
建築物	62,276	その他	132
構築物	408	固 定 負 債	38,446
工具、器具及び備品	53	社債	3,876
土地	62,913	長期借入金	7,225
建設仮勘定	69	長期預り金	25,273
無 形 固 定 資 産	375	資産除去債務	2,072
借地権	316	負 債 合 計	47,781
その他	58	純 資 産 の 部	
投 資 そ の 他 の 資 産	26,571	株主資本	114,299
投資有価証券	1,226	資本金	37,591
関係会社株式	9,484	資本剰余金	35,784
長期貸付金	747	資本準備金	35,784
関係会社長期貸付金	13,677	利益剰余金	48,974
差入保証金	635	その他利益剰余金	48,974
繰延税金資産	553	繰越利益剰余金	48,974
その他	247	自己株式	△8,050
資 産 合 計	162,081	純 資 産 合 計	114,299
		負 債 純 資 産 合 計	162,081

損 益 計 算 書

(自 2020年4月1日)
(至 2021年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		21,893
売 上 原 価		13,434
売 上 総 利 益		8,459
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		716
営 業 利 益		7,742
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	365	
匿 名 組 合 投 資 利 益	235	
受 取 手 数 料	28	
そ の 他	19	648
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	58	
社 債 保 証 料	20	
債 権 流 動 化 費 用	76	
そ の 他	25	180
経 常 利 益		8,211
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	2	2
税 引 前 当 期 純 利 益		8,208
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,356	
法 人 税 等 調 整 額	1,172	2,528
当 期 純 利 益		5,680

株主資本等変動計算書

(自 2020年4月1日)
(至 2021年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本							自己株式	株主資本計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本計		
		資本準備金	資本剰余金計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金計				
当 期 首 残 高	37,591	35,784	35,784	43,294	43,294	△8,050	108,619		
当 期 変 動 額									
当 期 純 利 益				5,680	5,680		5,680		
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	5,680	5,680	—	5,680		
当 期 末 残 高	37,591	35,784	35,784	48,974	48,974	△8,050	114,299		

	純 資 産 計
当 期 首 残 高	108,619
当 期 変 動 額	
当 期 純 利 益	5,680
当 期 変 動 額 合 計	5,680
当 期 末 残 高	114,299

独立監査人の監査報告書

2021年5月26日

日本アセットマーケティング株式会社
取締役会 御中

UHY東京監査法人

東京都品川区

指 定 社 員
業 務 執 行 社 員 公認会計士 若 槻 明 ㊟

指 定 社 員
業 務 執 行 社 員 公認会計士 安 河 内 明 ㊟

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本アセットマーケティング株式会社
の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、
連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査
を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業
会計の基準に準拠して、日本アセットマーケティング株式会社及び連結子会社からなる企業
集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正
に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を
行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の
責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、
会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果た
している。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断
している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して
連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚
偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統
制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作
成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企
業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を
開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を
監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。

監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2021年5月26日

日本アセットマーケティング株式会社

取締役会 御中

UHY東京監査法人

東京都品川区

指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士 若 槻 明 ㊞

指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士 安 河 内 明 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本アセットマーケティング株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第22期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、経営者が継続企業を前提として重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第22期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及びその理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人UHY東京監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人UHY東京監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月31日

日本アセットマーケティング株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 田中和仁 ㊟

監査等委員 宮田勝弘 ㊟

監査等委員 小林明夫 ㊟

(注) 監査等委員宮田勝弘及び小林明夫は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

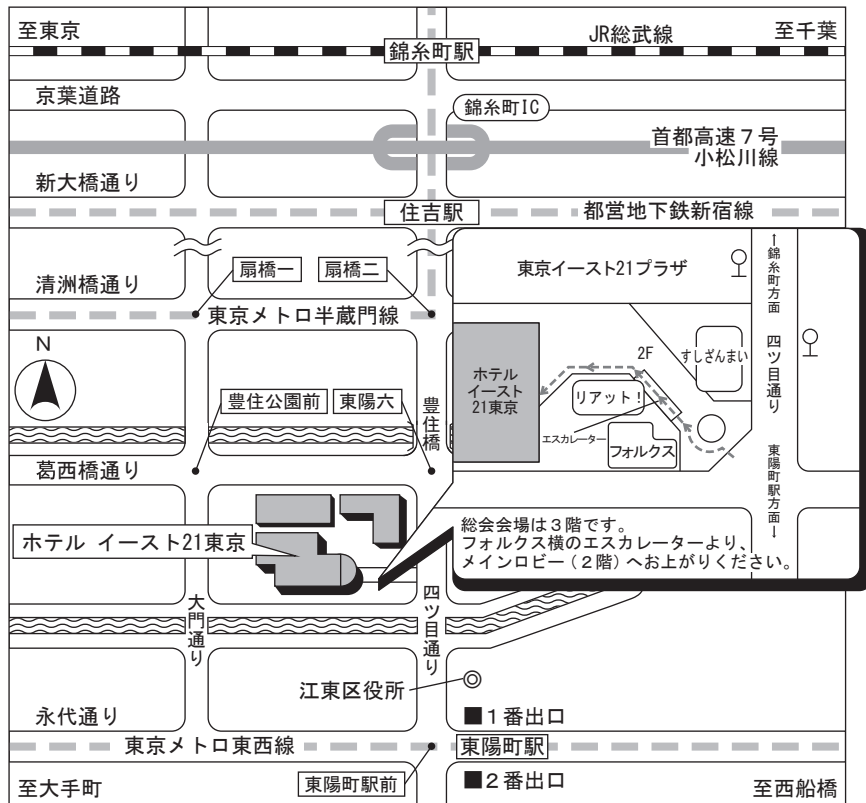
以上

メ モ

A series of 20 horizontal dashed lines for writing.

株主総会会場ご案内図

会 場 東京都江東区東陽六丁目3番3号
 ホテル イースト21東京 3階 東陽の間
 電 話 03 (5683) 5683 (代表)



交 通 東京メトロ東西線 東陽町駅（1番出口）より徒歩約7分
 東京メトロ半蔵門線・都営地下鉄新宿線 住吉駅（A3出口）より
 都営バス<東22系統/東陽町駅・東京駅丸の内北口行>で約10分
 豊住橋（東京イースト21）下車
 JR総武線 錦糸町駅（南口）より
 都営バス<東22系統/東陽町駅・東京駅丸の内北口行>で約15分
 豊住橋（東京イースト21）下車